

金田町人の動き

世帯数 2,297
 人口 8,795 増29名
 男 4,279 女 4,516
 出生 12 死亡 5
 転入 57 転出 35

かなだ

第135号

金田町報

発行所 金田町役場総務課

編集兼発行人 大熊康郷

印刷所 九州機関紙印刷所

誌 93 (602) 4461



1月1日

《こよみ》

- 1日 元日 初詣
- 2日 初荷 書初め
- 4日 官庁ご用始め
- 6日 小寒
- 7日 七草粥
- 11日 鏡開き
- 12日 消防出初式
- 15日 成人式
- 18日 冬土用
- 20日 家庭の日
- 21日 大寒
- 23日 旧正月

賀



正

中公 教
 民 育
 館 長
 長 央

清水 義雄

島津 幸平

大島 陸雄

浦田 由光

渡辺 照利

井上 明

吉田 志郎

守田 保

池田 升雄

中島 力

中村 正

藤元 俊治

藤林 俊信

吉田 春義

植高 秋太郎

前川 二郎

植高 勇太郎

大井 政則

辰島 保

犬丸 文雄

吉田 桃太郎

議 副 町 収 金
 員 議 議 入 田
 長 員 長 役 町
 長 員 長 役 長

年頭にあたって



町長 吉田桃太郎

様方の御期待にそうべく町発展の爲、誠心誠意地域開と御協力を賜りますことをお願い致しまして新年の御祝の御挨拶と致します。

年頭のごあいさつ

議長 辰島保



昭和三十九年の新年をお迎へするにあたり、金田町議会は代表いたしまして、町民の皆さんに新春のごあいさつを申し上げます。



憲法に学ぼう

中央公民館

おたがいに、人間を人間として正しく認め合い、信じ合ふことができる世の中ほど、住みよい社会はありません。これを民主的な社会といふ。しかし、現実は、さまざま、不合理や偏見によって、人間が人間を差別するといふ、大きなあやまちをおかしていることがあります。その中で同問題ほど、深刻で重大問題はありせん。今回はその基本ともいえる基本的人権について申しあげることと致します。

明治五年福沢諭吉先生が『西洋事情』という本に「天は人の上の人をつくらず」といわれています。本来人は生れながらにして本質的に自由平等であるべきはずですが、近代文明国家においては、国の憲法がそれを保障しているのです。以下この五つの権利について述べさせていただきます。

- (一) 自由権
 - (イ) 身体の自由 (憲一八、三三、三四条) 日本国民は奴隷的拘束及び苦役からの自由、法定手続の保障、逮捕の要件、抑留の要件
 - (ロ) 思想良心の自由 (憲一、三、参政権) 思想良心の自由は、これを侵かしてはならない。
 - (ハ) 個人の尊厳、両性の平等 (憲二四) 婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定される。
 - (ニ) 参政権
 - (イ) 公務員の選定、罷免権 (一五)
 - (ロ) 選挙権、被選挙権 (一五・四四・九三) 満二十歳以上には選挙権が、二十五歳以上には原則として被選挙権があります。
 - (ハ) 最高裁判所裁判官の国民審査 (七九)

- (二) 平等権
 - (イ) 法の下の平等 (憲一四) すべて国民は、法の下の平等である。人種、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または、社会的関係において差別されない。
 - (ロ) 個人の尊重 (憲一三) 国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできな永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。
 - (ハ) 国家賠償請求権 (四〇) 国家公務員が職務の執行において不法な行為をしたときは、国家が損害賠償をしなければならない。
 - (ニ) 裁判請求権
 - (イ) 裁判を受ける権利 (三二) 国民は迅速な公開裁判を受ける権利 (三七)
 - (ロ) 刑事補償請求権 (四〇)
 - (ハ) 社会権
 - (イ) 生存権 (二五) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
 - (ロ) 教育を受ける権利 (二六) すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
 - (ハ) 労働基本権 (二七、二八) 労働者は、ひとしく国民に基本的人権を保障しているが、はたして現実の社会で確実に人権が保障されているでしょうか？とくに同和地区においては、教育を受ける権利や、職業選択の自由、結婚の自由など、人間としてもっとも重大な人権がはなはだしく侵害され、差別に泣かされているといわねばなりません。五十有余年に

あけましておめでとう

ございます

名誉公民	政光儀七郎	荒木勇久雄	委員	坂田 敏樹
	稲富 幹雄	田村 績		辰島 信昭
	宮本 政兼	森 董		金山 玄性
	金山 玄輝	中村 隆		野田 秀清
	大島 六郎	和田政次郎		藤本富士松
	香月 豊	花元 惟勝		田中トシコ
	植高 滝間	中村 正		渡辺 勝由
	吉田 広三	吉田 春義		世並 虎治
	辰島 芳春	植高勇太郎		犬養 光博
	竹本 雪雄	植高秋太郎		河野 興吉
	松本 幸吉			香月 豊
	池永 晋			藤元 俊治
	眞国 晋			
行政区域長	一区 干手 大蔵	補委員長 相原 明治	委員	植高勇太郎
	二区 辰島 信昭	副委員長 藤本富士松	委員	大島 陸雄
	三区 島津 正	委員 森 重孝	委員	守田 保
	四区 伊波 清	委員 杉 茂	委員	守田 保
	五区 吉田 保	委員 杉 茂	委員	守田 保
	六区 宮本 力雄	委員 杉 茂	委員	守田 保
	七区 渡辺 照利	委員 杉 茂	委員	守田 保
	八区 大島 虎雄	委員 杉 茂	委員	守田 保
	九区 相原喜十郎	委員 杉 茂	委員	守田 保
	高見町 木戸 光男	委員 杉 茂	委員	守田 保
	福吉区 田村 武夫	委員 杉 茂	委員	守田 保
	大陽区 河野 興吉	委員 杉 茂	委員	守田 保
農業委員会	会長 大島 陸雄	委員 杉 茂	委員	守田 保
	副会長 辰島 生	委員 杉 茂	委員	守田 保
	委員 吉田 保	委員 杉 茂	委員	守田 保
	田中 治郎	委員 杉 茂	委員	守田 保
	大堀 英敏	委員 杉 茂	委員	守田 保
民生児童委員	総務 早瀬 円雄	委員 杉 茂	委員	守田 保
	副総務 福田綱五郎	委員 杉 茂	委員	守田 保
消防委員	船津 重夫	委員 杉 茂	委員	守田 保
	千手 大蔵	委員 杉 茂	委員	守田 保
	茂田 雲平	委員 杉 茂	委員	守田 保
	森 数馬	委員 杉 茂	委員	守田 保
	植田 利雄	委員 杉 茂	委員	守田 保
	植高勇太郎	委員 杉 茂	委員	守田 保
	浦田 由光	委員 杉 茂	委員	守田 保
	池田 升雄	委員 杉 茂	委員	守田 保
	守田 保	委員 杉 茂	委員	守田 保
消防団	団長 船津 重夫	委員 杉 茂	委員	守田 保
	副団長 千手 大蔵	委員 杉 茂	委員	守田 保
	指導部長 和政次郎	委員 杉 茂	委員	守田 保
	第一分団長 植高勇太郎	委員 杉 茂	委員	守田 保
	第二分団長 茂田 雲平	委員 杉 茂	委員	守田 保
	第三分団長 植高 春美	委員 杉 茂	委員	守田 保
	有線放送電話事業運営委員会	委員 杉 茂	委員	守田 保
	委員 藤川 義臣	委員 杉 茂	委員	守田 保
	大熊 康郷	委員 杉 茂	委員	守田 保

井上 明	会長	池田 升雄	三区 池田 升雄
浦田 由光	委員	工藤 半	四区 日高 学
吉田 保	委員	森 準一郎	人見 工藤 半
有光 国次	委員	小野 寿	神崎一 森 準一郎
大島 陸雄	委員	長谷川新吾	神崎二 若林 隆雄
藤原 俊雄	委員	小野トメ子	神崎三 春永 高德
辰島 信昭	委員	田村 一人	神崎四 大島民之助
池田 升雄	委員	前川 二郎	南木 田中貴美男
杉 茂	委員	森 豪	高見 宮本 徳忠
吉田 武人	委員	大養 光博	福吉 原田 英一
中村 正	委員	松山 稔	太陽 永田 一夫
安方 一夫	委員	堀 勇二	金田町連合長寿会
田中 利男	委員	井上 次雄	会長 辰島 宗一
宇都宮英一	委員	有延太己夫	婦人会
友清 隆雄	委員	平井 誠一	会長 小野トメ子
植高 大登	委員	東 明生	青年団
吉田 繁雄	委員	尾崎 清一	団長 田村 一人
島津 幸平	委員		子供会
公民館連合審議会委員兼	一区 桑野 朝重		会長 犬養 光博
社会教育委員	上金田 辰島 信昭		

わたる解放同盟の血みどろの闘争により、昭和四〇年八月同和对策審議会の政府町づくり」に一層のご理解に対する答申。昭和四四年七月、特別措置法制定へいするものであります。

たが、法の制定は大きな前進にちがいないが、これだけ完全解放の実を期待されるでしょうか？お互い一人ひとりが、人権の尊重を理解し他人の人権をおかさないと、いつか、はじめていえることではないでしょうか。町民のみならず、どうか

下田川四ヶ町 連合出初式
日時 五十年一月十二日
場所 金田小学校
なお当日は午前八時に団員招集サイレンを鳴らしますので火災と間違えないようお願いします。

部落の歴史 (3)

中央公民館

五、えた解放令

明治以来今日まで、部落の解放にあって、三つの大きな出来事がありました。

一つは明治四年八月二十

八日の解放令、二つは大正十一年三月三日京都岡崎公会堂における水平社の旗上げ、三つは昭和四十年八月十一日の同和对策審議会の答申が出されたことです。

解放令は太政官布告第六十一号で「えた、非人の称を廢せられた候条、自今身分職業とも、平民同様たるべきこと」ということである。

然しこれは名目だけの解放にすぎませんでした。資本主義社会に投げ出された。これらの人々は、実質的な自由をかくとくすることが出来ず、しかも徳川以来の封建的ないわれのない差別も、依然として続きました。今まで部落なるが故に保護されて来た、免税の特権、部落産業の特権もなくなり、資本攻勢の前に、皮革産業なども殆んど部落から姿を消し、部落の人々は、一層貧しくなっていました。

日本の資本主義が、八十年もたちおくれながら、小

さな島国で資源に乏しい中で驚くような発展をなしとげましたが、豊かな資源を持つ諸外国との競争に勝つためには、どうしても単価を安くしてゆく外ありませんでした。そのためには賃金を安くしなければなりません。そこで「女工哀史」のようなむごい、人間性無視の労働が強制されたわけですが、その場合日本の農村の貧しさが、大きな働きをしたことは見のがす訳にはいけません。

農家の二男三男や娘が、安い賃金で働かされたのでした。また同時に六千部落、三百万という部落の人が低賃金に一層拍車をかけたといっても過言ではありません。日本の繁栄は、こうした人びとの犠牲の上に築かれたのでした。

その証拠に、政府は解放令以来最近まで、部落に対してほとんど積極的な解放の手を打ってこなかったことがあげられます。

六、水平社結成以来

大正十一年三月三日、差別に耐えかねた部落の人々は、全国から京都岡崎公会堂に集まり、水平社を結成

しました。これは明治の解放令が、政府の方から与えられた空手形であるのに対して、人間としての権利に目覚め、解放のために行動を起して団結したという性格を持っていきます。そのときにだされた解放宣言こそ、日本最初の人権宣言といつてよいでしょう。

「前略」

「われわれは、必ず卑屈なる言葉と、怯懦なる行為によって、祖先をはずかしめ、人間を冒瀆してはならぬ、そして人の世の冷たさを、どんなに冷たいか、人間をいたわることが何であるかを知っている。われわれは心から、人生の熱と光を願う禮讃するものである。

水平社はかくして生れた、人の世に熱あれ、人間に光あれ」この水平社の結成は部落の人々に、人権の尊さを自覚させたと共に、国民の間に、はじめて部落差別の罪深さを認識させるきっかけとなりました。

七同、對審（行政責任として）

その後、大正の末から昭和にかけて、多少の変遷を辿りながら、戦後いちはやく（昭和二十年）指導者の松本治一郎氏が京都で、部落解放委員会を結成しました。更に昭和三十年、部落解放同盟の解放運動は、遂に同和对策審議会を發足させるまでになりました。その結果、昭和四十年八月十日審議会は、政府に対して部落を解放するための施策を答申しました。これがいわゆる同対申です。これは部落解放同盟が、差別は生活の実態であり、その保障は当然政府がなすべきであるとして、行政責任の明確化を要求して来たことに對する、答申がそれです。これによって部落解放の、政治責任が明確になり、続いて昭和四十四年七月特別措置法が制定されたのであります。

この同対申には、いろいろな評価があります。これが全部実現されたら、完全に部落は解放されるという幻覚をもつことは特にいましめなければなりません。「明治百年にして」よく明らかにされた「行政責任の」明確化は、部落解放にとって、何といつても画期的なこと、解放が新しい局面を迎えたといえるでしょう。

以上で、不十分ながら「部落の歴史」の概要を述べ終りましたが、いままお、人間が人間を差別する程の罪悪はないといわねばなりません。このような過ちを再び繰り返さないよう、部落の歴史を熟し込み下さい。

募集

五十年訓練生

福岡身体障害者職業訓練校

一、応募資格

(1)義務教育終了（五〇年三月修了見込を含む）またこれと同等以上の学力を有する身体障害者（盲、ろうあ者を除く）技能を習得のうえ就職を希望している者

(2)伝染病疾患や精神障害（てんかんを含む）がな

く医療管理または介護を必要とせず（補助器の使用可）団体生活に支障がない者

二、提出書類と応募

(1)提出書類

イ所定の入校願、健康診断書（公共職業安定所にある）

ロ写真（上半身、脱帽正面向、縦二・五×横二・五、六カ月以内撮影のもの）

ハ理容科志望者は最終卒業卒業証明書または職業相談票乙

三、応募手続

前項の書類を募集期間内に所轄の公共職業安定所に提出して下さい、

四、募集期間

◎第一回 昭和四十九年十一月一日より昭和五十年一月二十三日まで

◎第二回 昭和五十年二月六日より五十年三月三日まで

五、選考場所及び日時

一、職所 小倉地区萩崎町福岡職業訓練校

一、日時◎第一回 昭和五十年一月三十日午前十時三十分

◎第二回 昭和五十年三月十日 午前十時三十分

六、募集科目及び人員

洋服科二〇名 洋裁科二〇名 軽印刷科二五名 義肢装具科一〇名 印章彫刻科一五名 事務科二〇名 理容科二〇名 いずれも男女可

七、訓練期間 各科共二年間

なお詳しいことは福岡職業訓練校（電話〇九三一九二一 二六〇〇番）か田川職業安定所にお問合せ下さい

お知らせ

直方職業訓練校より

県立直方専修職業訓練校では、昭和五十年年度の訓練生を募集します。訓練科目、募集人員は、旋盤等機械加工に必要な学科、技能を習得させる機械第一科二十名、機械組立作業に重点をおいた機械第二科二十名、及びガス、電気溶接に必要な学科、技能を習得させる溶接科二十名となっております。応募資格は昭和五十年三月に中学、高学を卒業見込みの人、その他、年齢二十五歳未満の人で性別は問いません。訓練期間は昭和五十年四月から昭和五十一年三月までです。訓練を希望される方は昭和四十九年九月十一日から昭和五十年二月十日までに職業安定所または直方専修職業訓練校（TEL〇九四九二一一一七四九）にお申し込み下さい。